

令和2年度事後評価実施結果報告書

(法務省2 - (13))

施策名	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防 (政策体系上の位置付け： - 11 - (1))					
施策の概要	人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことにより、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図る。^{*1} ・人権相談窓口の周知広報活動、人権相談体制の整備及び調査救済体制の整備を通じて、人権侵害による被害の救済及び予防を図る。 					
施策の予算額・執行額等	区分	30年度	元年度	2年度	3年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	3,333,581	3,413,309	3,463,456	3,495,263
		補正予算(b)	0	0	75,312	-
		繰越し等(c)	0	0	19,285	/
		合計(a+b+c)	3,333,581	3,413,309	3,368,859	
執行額(千円)	3,296,293	3,375,187	3,051,286			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月15日閣議決定、平成23年4月1日一部変更) ^{*2}					

測定指標	令和2年度目標値					達成
1 法務省が作成するポスター、新聞広告及び資料等を見聞きした者に占める人権に関する理解や関心が深まった者の割合(%)	60%					未達成
	基準値	実績値				
	平成26年度～28年度の平均	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	55	53.1	46.6	43.5	44.6	46.3
参考指標	実績値					
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
1 モニター調査で法務省が作成するポスタ	20.6	17.7	15.2	16.5	12.8	

ー、新聞広告及び資料等を見聞きしたことがあると回答した割合(%)					
2 全国中学生人権作文コンテスト ³ 及び北朝鮮人権侵害問題啓発週間に係る広告新聞掲載回数(回)	56	56	56	56	52
3 「人権週間」ポスター配布枚数(数)	40,139	40,258	47,426	50,911	45,278
4 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」周知ポスター配布枚数(数)	73,472	68,514	70,578	67,241	41,549
5 公式Twitterにおける平均インプレッション数(数)	-	-	6,436 1	8,409	16,474

(1) 平成31年1月以降の平均インプレッション数。

測定指標	令和2年度目標値					達成
	90%					
2 人権シンポジウム ⁴ において人権問題に関する理解・関心の深まった者の割合(%)	基準値	実績値				
	平成26年度～28年度の平均値	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	85	84.3	89.2	93.4	88.5	98.6 1
参考指標	実績値					
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
人権シンポジウム1回当たり参加者数(人)	215	134	238	261	1,768 1,2	

(1) 令和2年度においては、人権シンポジウムを4回開催しているが、そのうちの1回については、通常と異なった開催形態(内閣府大臣官房政府広報室との共催)であったため、他の人権シンポジウムと同様のアンケートを実施していないことから、測定の対象とはしなかった。

(2) 測定の対象とした人権シンポジウムについてはいずれもオンライン開催であるため、1回当たりの動画を視聴した実人数であるユニーク視聴者数を参加者数として計上した。

測定指標	令和2年度目標値	達成
3 法務省が地方公共団体と連携して実施する人権擁護活動において人権に関する理解	80%	未達成

や関心が深まった者の割合（％）	基準値	実績値				
	平成27年度～28年度の平均	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	75	73.0	85.0	68.8	71.0	69.7
参考指標	実績値					
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
モニター調査で法務省が地方公共団体と連携して実施している人権啓発活動について見聞き・参加したことがあると回答した割合（％）	9.6	9.6	9.1	8.5	6.7	

測定指標	令和2年度目標値					達成
4 モニター調査による人権相談窓口の認知度（％）	対前年度増（ただし、前年度が前々年度の値を下回った場合は、前々年度増を目標とする。）					未達成
	基準値	実績値				
	平成29年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	36.1	27.6	36.1	40.4	38.9	30.6
参考指標	実績値					
	28年	29年	30年	元年	2年	
1 「子どもの人権110番 ¹⁵ 」強化週間広報用ポスター配布枚数（枚）	38,770	38,390	38,050	37,710	39,550	
2 「女性の人権ホットライン」強化週間広報用ポスター配布枚数（枚）	21,900	22,390	21,970	21,910	22,480	
3 調査救済制度広報用ポスター配布枚数（枚）	28,710	29,720	26,700	20,990	18,870	

測定指標	令和2年度目標					達成
------	---------	--	--	--	--	----

5 人権相談・調査救済体制の整備	<p>法務局等における常設人権相談所のほか、デパートや公共施設等における特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など、面談、電話、インターネット、手紙等様々な手段を利用し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するために、人権相談体制の整備を図る。</p> <p>また、人権相談等により、人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図るために、調査救済体制の整備を図る。</p>	達成
------------------	--	----

施策の進捗状況（実績）

法務局における面談や電話での相談のほか、デパート、公民館等における面談、専用相談電話（子どもの人権110番、女性の人権ホットライン）による人権相談、インターネットを利用した人権相談（インターネット人権相談受付窓口）などを開設し、全国の児童生徒に「子どもの人権SOSミニレター」を配布するとともに、SNSによる人権相談を大都市圏である東京法務局及び名古屋法務局において開設するなど様々な手段により、人権相談体制の整備を図りつつ、特に子ども、女性に対しては、別途人権相談強化週間を設け、手厚い対応を行った。

また、人権相談等を通じて、人権侵害の疑いがある事案を認知した場合には、事案に応じた適切な措置を講じた。例えば、児童虐待など緊急対応を要する事案は、事案を認知してから24時間以内に関係機関に連絡し対応を開始するなど、速やかに学校や児童相談所、警察などの関係機関と連携を図り、児童を保護するなどの措置を講じた。

参考指標	実績値				
	28年	29年	30年	元年	2年
1 人権相談件数（全体）（件）	225,073	225,040	216,239	203,570	173,634
2 「子どもの人権110番」における相談件数（件）	23,317	22,122	21,351	21,130	15,603
3 「女性の人権ホットライン ⁶ 」における相談件数（件）	19,306	19,656	19,151	17,328	14,324
4 児童・生徒から送付された「子どもの人権SOSミニレター ⁷ 」の通数（通）	14,560	13,084	12,736	13,726	9,422
5 社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数（件）	563	545	507	448	116
6 インターネットによる相談件数（件）	9,232	8,351	8,957	10,687	12,653
7 人権侵犯事件の新規救済手続開始件数（件）	19,443	19,533	19,063	15,420	9,589

8 人権侵犯事件の未済件数（件）	1,152	953	1,076	1,077	666
9 人権侵犯事件の対応件数（件）	19,553	19,722	18,936	15,404	10,002

評価結果	目標達成度合い の測定結果	<p>（各行政機関共通区分）進展が大きくない</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標 1 から 5 までは、いずれも各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標 2 及び 5 において目標を達成することができたものの、測定指標 1、3 及び 4 においては、それぞれ進展が認められた点があるとはいえ、目標を達成することができなかったことから、「進展が大きくない」とした。</p>
	施策の分析	
	<p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>【測定指標 1】</p> <p>平成30年度以降は一貫して増加傾向にあること、参考指標として掲げた公式Twitterのインプレッション数は直近2年で急増していること、ポスターの配布枚数自体が減少する中でおおむね基準値に近い数値を出していること、コロナ禍にあってもなお令和2年度は前年度を上回ったことは認められるとしても、目標とする数値そのものに達してはならず、「未達成」とした（測定指標1に関して実施したアンケートの項目については、別紙1参照）。</p> <p>【測定指標 2】</p> <p>人権シンポジウムにおいて人権問題に関する理解・関心の深まった者の割合について、目標値を大きく上回る98.6パーセントであり、「達成」とした（測定指標2に関して実施したアンケートの項目については、別紙2参照）。</p> <p>【測定指標 3】</p> <p>直近5年間において一貫して70パーセント前後に迫る水準は維持し、コロナ禍にあってもなお令和2年度は前年度と同様の水準でもあったといった点は認められるとしても、目標とする数値そのものに達してはならず、「未達成」とした（測定指標3に関して実施したアンケートの項目については、別紙1参照）。</p> <p>【測定指標 4】</p> <p>「子どもの人権110番」強化週間広報用ポスター配布枚数や「女性の人権ホットライン」強化週間広報用ポスター配布枚数は参考指標1及び2のとおり前年度より増加していることは認められるとしても、人流が抑制され、掲出されたポスターを見る機会が大きく減少したコロナ禍にあつて、目標とする数値そのものに達してはならず、「未達成」とした。</p> <p>【測定指標 5】</p> <p>令和2年においては、参考指標1及び7のとおり、173,634件の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案9,589件については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じた。人権相談件数のうち、「子どもの人権110番」における相談件数は参考指標2のとおり15,603件、「女性の人権ホットライン」における相談件数は参考指標3のとおり14,324件、インターネットによる相談件数は参考指標6のとおり12,653件である。人権侵犯事件の対応件数は参考指標9のとおり10,002件であり、救済措置を講じた具体的な事例は、別紙3のとおりである。</p> <p>参考指標6のインターネットによるものを除き、相談件数は減ってはいるものの、情報化の進展等に伴い、個々の事案は複雑困難化していることや、それにもかかわらず、参考指標9の対応件数（処理件数）の減少（対前年比 35パーセント）以上に、参考指標8の未済件数が減少（対前年比 38パ</p>	

ーセント)していることから、速やかな事務処理を行うことができていることなどを踏まえ、「達成」とした。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標 1～3】

国民一人一人の人権についての理解・関心の度合いは様々であり、国民全体の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るためには、対象に応じて、それぞれに効果的な啓発活動を実施していく必要がある。このため、達成手段「全国的視点に立った人権啓発活動の実施」や、達成手段「人権関係情報提供活動等の委託等」、達成手段「地域人権問題に対する人権擁護活動の委託」によって、人権についての理解・関心の度合いが低い層に対しては、インターネット広告等の接触・認知型の啓発活動を行うことで人権問題に対する気づきを促すとともに、興味・関心を呼び起こし、人権についての理解・関心の度合いが高い層に対しては、人権シンポジウムや講演会等の心理変容型の啓発活動を行うことで人権問題への理解を更に深めるなどの取組を地方公共団体とも連携しながら実施している。これらの取組は、国民の人権問題に関する理解・関心の向上に一定程度の効果をおよぼしており、国民全体の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るという目標の達成手段として有効なものである。このように、国民の理解・関心の度合いは様々であるところ、それぞれの度合いに応じた手段を必要量投入して啓発を行うことが、達成手段としての効率性をも確保しているものと考えている。

【測定指標 4・5 関係】

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響から、デパート等身近な施設における特設相談の開設が困難であったことが少なからず人権相談窓口の認知度の減少につながったと考えられる。近時は、インターネットバナー広告からインターネット人権相談受付窓口への誘引にも力を入れているところであり、全体の相談件数が減少している中、インターネットによる相談件数が増加するといった一定の効果も出ていることから、同活動は目標の達成に寄与したものと考えられる。

達成手段「人権侵害による被害者調査活動の実施」において実施した人権相談及び調査救済体制の整備により、子ども、女性、高齢者・障害者を始め、人権に関する悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵害事件について事案に応じた適切な対応を行うことができた。

また、インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵害事件については、別紙4のとおり、令和2年中に新規に救済手続を開始した事件が前年から減少したものの高水準で推移している中、対応件数(処理件数)は過去2番目に多い件数となっている。

これらのことから、人権相談窓口の周知広報活動を通じて人権相談窓口の存在を広く認知してもらうとともに、国民や社会のニーズが高い人権課題や時勢に応じて新たに発生・増加する人権侵害事案に対しても人権相談ができる環境を整えることにより、人権侵害事案の発生を広く把握し、速やかに調査・救済手続につなげ、人権侵害事案の迅速的確な調査を行い適切な救済措置を講じるという目標達成に寄与したものと見える。

なお、人権相談窓口の周知広報活動が効果的なものとなる必要もあるところ、令和2年における「子どもの人権110番」強化週間中の相談件数は737件であり、同年の1週間平均の件数の約2.5倍、また、「女性の人権ホットライン」強化週間中の相談件数は874件であり、1週間平均の件数の約3.2倍となっており、強化週間広報用ポスターによる低コストの周知広報活動が効果的に作用し、コロナ禍にあったにもかかわらず、強化期間中の相談件数の増大につながったものといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

今日においても、子ども・高齢者・障害のある人への虐待、配偶者・パートナーからの暴力、自殺に至るような深刻ないじめなど、人権が侵害される事案は後を絶たず、虐待によって子どもが命を落とすという痛ましい事案も発生している。また、最近では、インターネットを利用した人権侵害の増加や、新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別・偏見・いじめ等の人権問題が大きな社会問

題となっている。

グローバル化の進展に伴い、全ての人がお互いの人権を尊重しながら共に生きるユニバーサル社会の実現や、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現がより一層求められている。

こうした社会を実現するには、国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要であることから、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発を着実にを行うことで、人権尊重思想の普及高揚を図っていくことが必要である。

また、こうした社会の実現のためには、人権侵害による被害の救済及び予防を図ることが重要であり、人権相談窓口の周知広報活動を通じて人権相談窓口の存在を広く認知してもらうとともに、人権相談体制の整備を通じて、虐待等による深刻な結果が生じる前に気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害に関わる問題を幅広く把握し、これに適切に対応するほか、人権侵害事案について、調査救済体制の整備を通じて、迅速的確な調査を行うとともに、適切な救済措置を講ずることが必要である。

前記のとおり、令和2年度においては、目標達成に向けて進展があったと考えられるものの、各測定指標の数値は高くないところ、この点に関しては、次期測定指標や目標値の在り方について、下記のとおり変更等が必要である。

【測定指標1】

国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るため、人権啓発活動において、使用している各種の広告及び各種啓発資料等については、モニター調査を行い、人権に関する理解や関心が深まった者の割合を測定指標として、その啓発の効果を測定することが有効である。

もっとも、人権啓発活動によって国民の理解や関心が深まったかどうかについて測定するという観点からすると、ポスターや新聞、インターネット広告などについては、法務省ホームページ等の啓発資料への誘引等を目的とするのであって、それ自体によって理解や関心を深めるという効果までは必ずしも期待されているわけではないところ、現状においては、これを区別せずモニター調査の結果に含めているが、これについては区別する方が、測定指標としてより適切なものになると考えられる。また、国民の情報収集手段としてはインターネットが中心となっている上、コロナ禍においては、更にインターネット上のコンテンツへの需要が高まっていることに鑑みると、今後は、国民の人権問題への理解を深め、人権意識を高める手段としては、ホームページを利用した啓発活動に注力することが有効かつ効率的である。

そこで、次期における測定指標1については、これらを踏まえた指標に変更する。

なお、目標値の在り方についても、今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等、その時々々の社会情勢を踏まえ、随時見直しを行うこととする。

【測定指標2】

日常生活の身近なところで発生する様々な人権問題や社会的関心の高い人権課題について、より深く国民の理解を得るためには、それぞれの人権課題をテーマとしたシンポジウムを開催することが有効である。このことは、「人権シンポジウムにおいて人権問題に関する理解・関心の深まった者の割合」について極めて高い水準を維持し続けることができているということからも明らかであることに加え、オンラインを利用すれば、より広く多数の国民に参加を促すことが可能な手段でもあることから、「人権シンポジウム参加者数」を測定指標とするが、目標値については、オンラインにより開催した実績値をも踏まえたものになるよう設定し直すこととしたい。

【測定指標3】

国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るため、地方公共団体と連携することにより、地域の実情を踏まえた人権啓発活動を行うことも有効である。加えて、人権意識が深まったか否かという対象者しか知り得ない内面的な変化を定量的に把握する手段としてはモニター調査を踏まえた現在の測定指標を維持することが適切と考えられる。

もっとも、測定指標3では、目標値である80パーセントに対し、実績値は69.7パーセントにとどまった。今後とも努力を続けなければいけない一方、直近3年間の実績値が70パーセント前後で推移していることからすると、現在、この目標値は、実態とかけ離れた数値となっていたことも否定することができない。そこで、次期においては、これらを踏まえて目標値を設定し直すこととしたい。

【測定指標 4】	<p>人権相談窓口の存在が国民に認知されなければ相談窓口は利用されず、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握して迅速かつ確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図ることが困難となるため、人権相談体制の整備と併せて、人権相談窓口の周知広報活動を行う必要がある。本指標は、目標の達成度合いを測定する直接的な指標ではないが、周知広報活動の効果を検証するための指標としては適当であるため、引き続き「モニター調査による人権相談窓口の認知度」を測定指標とすることとする。</p> <p>なお、次期については、基準年度の平均値を踏まえた具体的数値を目標値とするか、令和2年度の目標値（対前年度増）を維持するかは更に検討したい。</p>
【測定指標 5】	<p>人権相談・調査救済体制の整備については、引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理を推進していく必要がある。そのため、引き続き同様の測定指標を用いることとする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 令和3年7月15日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 別添「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見」基本政策 関係番号6・7・9～11のとおり。 定量的な測定指標の目標達成度については、数値目標の達成の有無によって判断するべきではないか。 測定指標1について、情報収集手段がスマートフォン等インターネット全盛の時代においては、ポスターや新聞広告の効果を考慮し続けることは、実情にそぐわないのではないかと。 「次期目標等への反映の方向性」について、コロナ禍であることを踏まえ、測定指標の見直しを行うこととしてはどうか。 〔反映内容〕 、 について 各測定指標の目標達成度について再検討を行い、「達成」状況欄の記載を修正した。 、 について 「次期目標等への反映の方向性」において、次期の測定指標や目標値の在り方について、考え方を見直し、適宜修正を行った。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>評価の過程で使用したデータや文献等 各人権相談件数のデータは、法務省人権擁護局において保管している。</p>
---------------------------	---

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の令和4年度予算概算要求への反映内容】 人権侵害による被害者救済活動の実施及び人権擁護委員活動の実施について、GEAライセンスの単価の見直し等を行い、経費の縮減を図った。</p>
----	---

また、全国的視点に立った人権啓発活動の実施について、人権啓発活動ネットワークホームページの運用の見直し等を行い、経費の縮減を図った。

さらに、人権関係情報提供活動等の委託等について、インターネット人権問題に関する啓発事業の見直し等を行い、経費の縮減を図った。

担当部局名	人権擁護局総務課，調査救済課，人権啓発課	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	----------------------	----------	--------

*1 「国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動」

人権についての理解・関心の度合いが低い層に対しては、ポスター等の接触・認知型の啓発活動を行うことで興味・関心を呼び起こし、人権についての理解・関心の度合いが高い層に対しては、人権シンポジウムや地方公共団体と連携して実施する人権啓発活動のような心理変容型の啓発活動を行うことで更なる人権意識の高揚を図っている。

*2 「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14年3月15日閣議決定，平成23年4月1日一部変更)

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第7条に基づき策定された人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画

*3 「全国中学生人権作文コンテスト」

次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことによって、人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とした啓発活動

*4 「人権シンポジウム」

様々な人権課題をテーマとしてシンポジウムを実施することにより、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動

*5 「子どもの人権110番」

全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関するフリーダイヤルの専用相談電話

*6 「女性の人権ホットライン」

全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談電話

*7 「子どもの人権SOSミニレター」

子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」(返信用封筒と便箋を一体化し、料金受取人払手続を施したもの)を配布し、子どもから返信されたミニレターを通じて、法務局・地方法務局職員又は人権擁護委員が悩みごとの相談に応じる。

SC1

あなたの性別をお知らせください。

- 1 男性
 2 女性
 3 自由記入

SC2

あなたの年齢をお知らせください。

歳

SC3

あなたのお住まいをお知らせください。

▼

次へ

SC4_1

あなたが、前問でお答えの「○○○(SC3回答テキスト再掲)」でお住まいの市区町村をお知らせください。

- | | |
|---------------------------------|-------------------------------|
| 1 <input type="radio"/> 札幌市中央区 | 21 <input type="radio"/> 留萌市 |
| 2 <input type="radio"/> 札幌市北区 | 22 <input type="radio"/> 苫小牧市 |
| 3 <input type="radio"/> 札幌市東区 | 23 <input type="radio"/> 稚内市 |
| 4 <input type="radio"/> 札幌市白石区 | 24 <input type="radio"/> 美唄市 |
| 5 <input type="radio"/> 札幌市豊平区 | 25 <input type="radio"/> 芦別市 |
| 6 <input type="radio"/> 札幌市南区 | 26 <input type="radio"/> 江別市 |
| 7 <input type="radio"/> 札幌市西区 | 27 <input type="radio"/> 赤平市 |
| 8 <input type="radio"/> 札幌市厚別区 | 28 <input type="radio"/> 紋別市 |
| 9 <input type="radio"/> 札幌市手稲区 | 29 <input type="radio"/> 士別市 |
| 10 <input type="radio"/> 札幌市清田区 | 30 <input type="radio"/> 名寄市 |
| 11 <input type="radio"/> 函館市 | 31 <input type="radio"/> 三笠市 |
| 12 <input type="radio"/> 小樽市 | 32 <input type="radio"/> 根室市 |
| 13 <input type="radio"/> 旭川市 | 33 <input type="radio"/> 千歳市 |
| 14 <input type="radio"/> 室蘭市 | 34 <input type="radio"/> 滝川市 |
| 15 <input type="radio"/> 釧路市 | 35 <input type="radio"/> 砂川市 |
| 16 <input type="radio"/> 帯広市 | 36 <input type="radio"/> 歌志内市 |
| 17 <input type="radio"/> 北見市 | 37 <input type="radio"/> 深川市 |
| 18 <input type="radio"/> 夕張市 | 38 <input type="radio"/> 富良野市 |
| 19 <input type="radio"/> 岩見沢市 | 39 <input type="radio"/> 登別市 |
| 20 <input type="radio"/> 網走市 | 40 <input type="radio"/> 恵庭市 |

※北海道の一部のみ例示

SC5

あなたのご職業をお知らせください。

- 1 会社員
- 2 公務員・団体職員
- 3 派遣社員・契約社員
- 4 自営業
- 5 パート・アルバイト
- 6 主婦・主夫
- 7 学生
- 8 その他

次へ

質問数が多くなっています。一度ブラウザを閉じて回答を中断し、再度、アンケートにアクセスすると、閉じたページからアンケートを再開することができます。

Q1

あなたは人権問題にどのくらい関心がありますか。

- 1 大いにある
- 2 少しはある
- 3 あまりない
- 4 全くない

次へ

Q2

あなたは日本国内の人権について、どのように感じますか。

- 1 良くなっている
- 2 変わらない
- 3 悪くなっている
- 4 わからない

次へ

Q3

以下の人権課題の中で、特に対策を講ずるべきと考えることはどれでしょうか？
(いくつでも)

- 1 女性
- 2 子ども
- 3 高齢者
- 4 障害のある人
- 5 部落差別(同和問題)
- 6 アイヌの人々
- 7 外国人(ヘイトスピーチを含む)
- 8 HIV感染者等
- 9 ハンセン病患者・元患者とその家族
- 10 新型コロナウイルス感染症
- 11 刑を終えて出所した人
- 12 犯罪被害者等
- 13 インターネットによる人権侵害
- 14 北朝鮮当局によって拉致された被害者等
- 15 ホームレス
- 16 性的指向・性自認
- 17 人身取引(性的サービスや労働の強要等)
- 18 震災に起因する人権問題
- 19 その他

次へ

Q4

あなたは、法務局・地方法務局が、人権擁護に関する業務を行っていることを知っていますか。

- 1 知っている
- 2 聞いたことがある気がする
- 3 知らない

次へ

Q5

法務局・地方法務局が行っている人権擁護に関する業務について、あなたが知っていることはどれですか。(いくつでも)

- 1 「人権を侵害された」という被害者からの申出等を受けて行う調査救済活動
- 2 人権について困ったことがあった際にする人権相談
- 3 人権への理解を深めてもらうための人権週間などの人権啓発活動
- 4 法務局・地方法務局が人権擁護に関する業務を行っていることは知っているが、どのような活動を行っているのかは知らない
- 5 その他

次へ


Q6

あなたは人権擁護委員がいることや、以下の人権擁護委員の活動などについて知っていますか。(それぞれひとつずつ)

※「1、人権擁護委員がいる(存在している)ことを知っている」で「知らない」をお答えの場合、以下の2～8の質問には全て「知らない」をお選びください。

※「1、人権擁護委員がいる(存在している)ことを知っている」で「聞いたことがある気がする」をお答えの場合、以下の2～8の質問には全て「聞いたことがある気がする」「知らない」をお選びください。

		回答方向		
		知っている	聞いたことがある気がする	知らない
1	人権擁護委員がいる(存在している)ことを知っている	1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
2	地域で人権思想を広め、住民の人権を守ろうとする人たちである	1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
3	法務大臣が委嘱した民間の人たちである	1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
4	全国の市町村、特別区に配置されている	1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
5	地域の住民から人権相談を受けている	1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
6	法務局職員と協力して、人権侵犯事件の解決を図っている	1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>

7	地域に人権の考えを広めるための人権啓発活動を行っている	1〇	2〇	3〇
8	その他 <input type="text"/>	1〇	2〇	3〇
		知っている	聞いたことがある気がする	知らない

Q7

あなたは何をきっかけとして、人権擁護委員について知るようになりましたか。
(いくつでも)

- 1 講演会や人権フェスティバルなどのイベントに参加したから
- 2 人権擁護委員が実施する人権教室や人権の花運動等に参加したから
- 3 人権相談に行った際に、人権擁護委員が対応したから
- 4 知人等が人権擁護委員だから
- 5 テレビで見たから
- 6 ラジオで聞いたから
- 7 新聞広告で見たから
- 8 法務省、法務局、全国人権擁護委員連合会のホームページで見たから
- 9 SNS(Twitter、LINE、Facebookなど)で見たから
- 10 その他インターネットで見たから
- 11 ポスターで見たから
- 12 広報誌・チラシ・パンフレットで見たから
- 13 「子どもの人権SOSミニレター」で見たから
- 14 家族・知人等に教えてもらったから
- 15 行政機関(国・都道府県・市町村・法テラス等)に教えてもらったから
- 16 その他

次へ

Q8

あなたは、法務局・地方法務局に人権に関する相談窓口があることや、以下の相談方法について知っていますか。(それぞれひとつずつ)

 回答方向		知っている	聞いたことがある気がする	知らない	
1	法務局・地方法務局に人権に関する相談窓口があること	-	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2	子どもの人権SOSミニレター	http://www.moj.go.jp/JINKEN/iinken03_00013.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3	みんなの人権110番(0570-003-110)	http://www.moj.go.jp/JINKEN/iinken20.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4	子どもの人権110番(0120-007-110)	http://www.moj.go.jp/JINKEN/iinken112.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5	女性の人権ホットライン(0570-070-810)	http://www.moj.go.jp/JINKEN/iinken108.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6	外国語人権相談ダイヤル(0570-090-911)	http://www.moj.go.jp/JINKEN/iinken21.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
7	インターネット人権相談受付窓口(https://www.jinken.go.jp)	http://www.moj.go.jp/JINKEN/iinken113.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
8	SNS(LINE)による人権相談 (東京法務局及び名古屋法務局において、東京都及び愛知県在住の方を対象として実施)	http://www.moj.go.jp/JINKEN/iinken03_00034.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
 回答方向		知っている	聞いたことがある気がする	知らない	

次へ

Q9

あなたは何をきっかけとして、法務局・地方法務局の人権相談窓口について知るようになりましたか。(いくつでも)

- 1 テレビで見たから
- 2 ラジオで聞いたから
- 3 新聞広告で見たから
- 4 法務省、法務局のホームページで見たから
- 5 SNS(Twitter、LINE、Facebook等)で見たから
- 6 その他インターネットで見たから
- 7 ポスターで見たから
- 8 広報誌・チラシ・パンフレットで見たから
- 9 「子どもの人権SOSミニレター」で見たから
- 10 電車内で放映されていたCMや車内広告等を見たから
- 11 家族・知人等に教えてもらったから
- 12 行政機関(国・都道府県・市町村・法テラス等)に教えてもらったから
- 13 講演会や人権フェスティバルなどのイベントに参加したから
- 14 人権相談の電話番号が印刷された物品を持っている(もらった)から
- 15 その他

次へ

Q10

あなたが法務局・地方法務局に人権に関する相談をしたいと思った場合に、以下のどの方法により相談したいですか。

- 1 面談
- 2 電話
- 3 インターネット(Eメール)
- 4 子どもの人権SOSミニレター又は手紙
- 5 SNS
(現在は、LINEによる相談を東京法務局及び名古屋法務局において、東京都及び愛知県在住の方を対象として実施)
- 6 その他

次へ

Q11

あなたやあなたの身の回りで、人権が侵害されていると感じることはありますか。

- 1 大いにある
- 2 少しはある
- 3 あまりない
- 4 全くない

次へ

Q12

あなたは、インターネット上で悪口を書かれたり、無断で写真や動画を掲載されたりする被害に遭われたことがありますか。

- 1 ある
- 2 ない

次へ

Q13

あなたは、インターネット上での人権侵害被害に遭われたとき、国や地方公共団体の相談窓口にご相談しましたか。または、相談しようと思いませんか。

- 1 相談した
- 2 相談していない
- 3 相談したいと思う
- 4 どちらかといえば相談したいと思う
- 5 あまり相談したいと思わない
- 6 相談したいと思わない

次へ

Q14

どうしてそのように思うのですか。

(こちらの質問は任意回答です。記入する内容がある方のみご記入ください)
(ご自由にお書きください)

次へ

Q15

法務局で、インターネット上の人権問題について、人権相談をお受けしていることを知っていますか。

- 1 知っている
- 2 聞いたことがある気がする
- 3 知らない

次へ

Q16

法務局が、インターネット上で個人を誹謗・中傷する書き込みや個人のプライバシーを侵害する書き込みについて、その削除方法等を助言したり、違法性が認められる場合には、プロバイダ等に削除要請を行ったりしていることを知っていますか。

- 1 知っている
- 2 聞いたことがある気がする
- 3 知らない

次へ

Q17

インターネット上であなたを誹謗・中傷する書き込みやプライバシーを侵害する書き込みがあった場合、プロバイダ等に対する削除要請を法務局に依頼したいと思いますか。

- 1 思う
- 2 思わない

次へ

Q18

人権啓発活動についてお伺いします。
あなたは以下の法務省の人権啓発活動を知っていますか。(それぞれひとつずつ)

		知っている	聞いたことがある気がする	知らない
 回答方向				
1	全国中学生人権作文コンテスト	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken111.html	1〇 2〇 3〇	
2	人権週間	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03.html	1〇 2〇 3〇	
3	北朝鮮人権侵害問題啓発週間	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken103.html	1〇 2〇 3〇	
4	人権擁護委員の日	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00006.html	1〇 2〇 3〇	
5	人権教室	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00100.html	1〇 2〇 3〇	
6	新型コロナウイルス感染症に関連した人権啓発活動	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html	1〇 2〇 3〇	
7	法務省人権擁護局のアカウントによるSNS情報発信 (Facebook, Twitter, LINE)	-	1〇 2〇 3〇	
 回答方向		知っている	聞いたことがある気がする	知らない

次へ

Q19

あなたは何をきっかけとして、法務省の人権啓発活動を知りましたか。(いくつでも)

- 1 テレビで見たから
- 2 ラジオで聞いたから
- 3 新聞広告で見たから
- 4 法務省、法務局のホームページで見たから
- 5 SNS(Twitter、LINE、Facebook等)で見たから
- 6 その他インターネットで見たから
- 7 ポスターで見たから
- 8 広報誌・チラシ・パンフレットで見たから
- 9 「子どもの人権SOSミニレーター」で見たから
- 10 電車内で放映されていたCMや車内広告等を見たから
- 11 家族・知人等に教えてもらったから
- 12 行政機関(国・都道府県・市町村・法テラス等)に教えてもらったから
- 13 学校や企業内で教えてもらったから
- 14 人権相談の電話番号が印刷された物品をもらった(持っている)から
- 15 その他

次へ

Q20

あなたは、この人権啓発活動によって、人権問題への理解・関心が深まると感じます(した)か。
 また、自分の行動を見直したり、詳しく調べるなど、行動に変化があると感じます(した)か。
 (それぞれひとつずつ)

			理解・関心が深まらなかつた (変化はないと思う)	理解・関心が深まったが、 変化はないと思う	理解・関心が深まらなかつた (変化はないと思う)
 回答方向					
1	全国中学生人権作文コンテスト	http://www.moj.go.jp/JINKEN/iinken111.html	1 ○	2 ○	3 ○
2	人権週間	http://www.moj.go.jp/JINKEN/iinken03.html	1 ○	2 ○	3 ○
3	北朝鮮人権侵害問題啓発週間	http://www.moj.go.jp/JINKEN/iinken103.html	1 ○	2 ○	3 ○
4	人権擁護委員の日	http://www.moj.go.jp/JINKEN/iinken02_00006.html	1 ○	2 ○	3 ○
5	人権教室	http://www.moj.go.jp/JINKEN/iinken04_00100.html	1 ○	2 ○	3 ○
6	新型コロナウイルス感染症に関連した人権啓発活動	http://www.moj.go.jp/JINKEN/iinken02_00022.html	1 ○	2 ○	3 ○
7	法務省人権擁護局のアカウントによるSNS情報発信 (Facebook, Twitter, LINE)	-	1 ○	2 ○	3 ○

次へ

Q21

法務局・地方法務局等が配布し、また、インターネット上でも閲覧・ダウンロードが可能な以下の教材についてお尋ねします。
 あなたはこの教材を見たことはありますか。(それぞれひとつずつ)

			見たことがある	見たことがある気がする	見たことはない
 回答方向					
1	人権の擁護	http://www.moj.go.jp/content/001268816.pdf	1 ○	2 ○	3 ○
2	みんなともだち	http://www.moj.go.jp/content/001268817.pdf	1 ○	2 ○	3 ○
3	「いじめ」させない 見逃さない	http://www.moj.go.jp/content/001245601.pdf	1 ○	2 ○	3 ○
4	全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集	http://www.moj.go.jp/content/001312530.pdf	1 ○	2 ○	3 ○
5	あなたは大丈夫?考えよう!インターネットと人権	http://www.moj.go.jp/content/001280029.pdf	1 ○	2 ○	3 ○
6	いっしょに学ぼう!障害のある人の人権～パラリンピックへ向けて～	http://www.moj.go.jp/content/001318737.pdf	1 ○	2 ○	3 ○
7	障害のある人と人権 誰もが住みよい社会をつくるために	http://www.moj.go.jp/content/001296512.pdf	1 ○	2 ○	3 ○
8	改めて同和問題(部落差別)について考えてみませんか	http://www.moj.go.jp/content/001318743.pdf	1 ○	2 ○	3 ○

9	私たちの身近にあるヘイトスピーチ	http://www.moj.go.jp/content/001221772.pdf	1○	2○	3○
10	企業と人権 職場からつくる人権尊重社会	http://www.moj.go.jp/content/001296336.pdf	1○	2○	3○
11	性的少数者に関する人権啓発リーフレット (一般向け及び子供向け)	一般向け: http://www.moj.go.jp/content/001249993.pdf 子ども向け: http://www.moj.go.jp/content/001249991.pdf	1○	2○	3○
 回答方向			見たことがある	見たことがある気がする	見たことはない

次へ

Q22
 この教材を見たことで、人権問題の理解や関心は深まりましたか。
 また、自分の行動を見直したり、詳しく調べるなど、行動に変化がありました(あると思います)か。(それぞれひとつずつ)

 回答方向			理解・関心が深まったし、(変化があると思う)	理解・関心が深まったが、(変化はないと思う)	理解・関心が深まらなかった
1	人権の擁護	http://www.moj.go.jp/content/001268816.pdf	1○	2○	3○
2	みんなともだち	http://www.moj.go.jp/content/001268817.pdf	1○	2○	3○
3	「いじめ」させない見逃さない	http://www.moj.go.jp/content/001245601.pdf	1○	2○	3○
4	全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集	http://www.moj.go.jp/content/001312530.pdf	1○	2○	3○
5	あなたは大丈夫?考えよう!インターネットと人権	http://www.moj.go.jp/content/001280029.pdf	1○	2○	3○
6	いっしょに学ぼう!障害のある人の人権～パラリンピックへ向けて～	http://www.moj.go.jp/content/001318737.pdf	1○	2○	3○
7	障害のある人と人権 誰もが住みよい社会をつくるために	http://www.moj.go.jp/content/001296512.pdf	1○	2○	3○
8	改めて同和問題(部落差別)について考えてみませんか	http://www.moj.go.jp/content/001318743.pdf	1○	2○	3○
9	私たちの身近にあるヘイトスピーチ	http://www.moj.go.jp/content/001221772.pdf	1○	2○	3○
10	企業と人権 職場からつくる人権尊重社会	http://www.moj.go.jp/content/001296336.pdf	1○	2○	3○
11	性的少数者に関する人権啓発リーフレット(一般向け及び子供向け)	一般向け: http://www.moj.go.jp/content/001249993.pdf 子ども向け: http://www.moj.go.jp/content/001249991.pdf	1○	2○	3○
 回答方向			理解・関心が深まったし、(変化があると思う)	理解・関心が深まったが、(変化はないと思う)	理解・関心が深まらなかった

次へ

Q23

以下の冊子(又はリーフレット)についてお尋ねします。
 あなたはこの冊子(又はリーフレット)を見たことはありますか。(それぞれひとつずつ)
 ※画像をクリックしていただくと拡大してご覧いただけます。

		見たことがある	見たことがある気がする	見たことはない
				
1	調査救済制度広報用リーフレット(簡易版)			1○ 2○ 3○
2	調査救済制度広報用リーフレット(詳細版)			1○ 2○ 3○
3	外国人権相談周知用リーフレット (日本語版、英語版、中国語版、韓国語版、 フィリピン語版、ポルトガル語版、 ベトナム語版、ネパール語版、スペイン語版、 インドネシア語版、タイ語版)			1○ 2○ 3○
4	委員制度周知用リーフレット			1○ 2○ 3○

次へ

Q24

冊子(又はリーフレット)をご覧になって、思ったことや理解したことはどのようなことでしたか。
 以下の項目について、当てはまるものをひとつずつお選びください。(それぞれひとつずつ)
 ※画像をクリックしていただくと拡大してご覧いただけます。

Q24.1

調査救済制度広報用リーフレット(簡易版)



		当てはまる	やや当てはまる	あまり当てはまらない	当てはまらない
		1	2	3	4
1	人権問題で困ったとき、悩んだときに、相談する場所があることが分かった	1	2	3	4
2	法務局による相談・救済制度を知るきっかけになった	1	2	3	4
3	人権擁護委員の存在を知るきっかけになった	1	2	3	4
4	人権問題で困ったとき、悩んだときに、人権擁護委員に相談できることが分かった	1	2	3	4
5	人権問題で困ったとき、悩んだときには、法務局による相談を利用しようと思った	1	2	3	4
6	人権問題で困ったとき、悩んだときには、法務局による相談が利用できることを、家族や友人に伝えたいと思った(ブログ・SNS等による発信を含む)	1	2	3	4
7	人権問題を意識するきっかけになった	1	2	3	4
8	自分も、他人の人権を尊重しなくてはいけないと思った	1	2	3	4

Q24.2
調査救済制度広報用リーフレット(詳細版)



		当てはまる	やや当てはまる	あまり当てはまらない	当てはまらない
	 回答方向				
1	人権問題で困ったとき、悩んだときに、相談する場所があることが分かった	1○	2○	3○	4○
2	法務局による相談・救済制度を知るきっかけになった	1○	2○	3○	4○
3	人権擁護委員の存在を知るきっかけになった	1○	2○	3○	4○
4	人権問題で困ったとき、悩んだときに、人権擁護委員に相談できることが分かった	1○	2○	3○	4○
5	人権問題で困ったとき、悩んだときには、法務局による相談を利用しようと思った	1○	2○	3○	4○
6	人権問題で困ったとき、悩んだときには、法務局による相談が利用できることを、家族や友人に伝えたいと思った(ブログ・SNS等による発信を含む)	1○	2○	3○	4○
7	人権問題を意識するきっかけになった	1○	2○	3○	4○
8	自分も、他人の人権を尊重しなくてはいけないと思った	1○	2○	3○	4○

Q24.3

外国語人権相談周知用リーフレット(日本語版、英語版、中国語版、韓国語版、フィリピン語版、ポルトガル語版、ベトナム語版、ネパール語版、スペイン語版、インドネシア語版、タイ語版)



		 回答方向			
		当てはまる	やや当てはまる	あまり当てはまらない	当てはまらない
1	人権問題で困ったとき、悩んだときに、相談する場所があることが分かった	1○	2○	3○	4○
2	法務局による相談・救済制度を知るきっかけになった	1○	2○	3○	4○
3	人権擁護委員の存在を知るきっかけになった	1○	2○	3○	4○
4	人権問題で困ったとき、悩んだときに、人権擁護委員に相談できることが分かった	1○	2○	3○	4○
5	人権問題で困ったとき、悩んだときには、法務局による相談を利用しようと思った	1○	2○	3○	4○
6	人権問題で困ったとき、悩んだときには、法務局による相談が利用できることを、家族や友人に伝えたいと思った(ブログ・SNS等による発信を含む)	1○	2○	3○	4○
7	人権問題を意識するきっかけになった	1○	2○	3○	4○
8	自分も、他人の人権を尊重しなくてはいけないと思った	1○	2○	3○	4○

Q24.4
委員制度周知用リーフレット



		 回答方向			
		当てはまる	やや当てはまる	あまり当てはまらない	当てはまらない
1	人権問題で困ったとき、悩んだときに、相談する場所があることが分かった	1○	2○	3○	4○
2	法務局による相談・救済制度を知るきっかけになった	1○	2○	3○	4○
3	人権擁護委員の存在を知るきっかけになった	1○	2○	3○	4○
4	人権問題で困ったとき、悩んだときに、人権擁護委員に相談できることが分かった	1○	2○	3○	4○
5	人権問題で困ったとき、悩んだときには、法務局による相談を利用しようと思った	1○	2○	3○	4○
6	人権問題で困ったとき、悩んだときには、法務局による相談が利用できることを、家族や友人に伝えたいと思った(ブログ・SNS等による発信を含む)	1○	2○	3○	4○
7	人権問題を意識するきっかけになった	1○	2○	3○	4○
8	自分も、他人の人権を尊重しなくてはいけないと思った	1○	2○	3○	4○

次へ

Q25

以下のポスターなどについてお伺いします。
 あなたはこのポスターなどを見たことはありますか。(それぞれひとつずつ)
 ※画像をクリックしていただくと拡大してご覧いただけます。




 回答方向			見たことがある	見たことがある気がする	見たことはない	
1	啓発活動重点目標・調査救済制度周知ポスター	-		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
2	人権週間ポスター	-		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
3	北朝鮮人権侵害問題啓発週間ポスター	-		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
4	「ヘイトスピーチ許さない」ポスター	-		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
5	東京スカイツリー・東京タワー人権週間特別ライトアップ	-		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
6	人権週間特別デジタルサイネージ「STOPコロナ差別編」	https://youtu.be/VeBZNbWza8U		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
7	人権週間特別デジタルサイネージ「STOP心ない投稿編」	https://youtu.be/0cuV-44rUAA		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
 回答方向			見たことがある	見たことがある気がする	見たことはない	

次へ

Q26

あなたはこのポスターなどを見て印象に残ります(した)か。
 また、印象に残る方は人権問題に興味や関心を持ちます(した)か。(それぞれひとつずつ)
 ※画像をクリックしていただくと拡大してご覧いただけます。

<div style="text-align: center;">  <p>回答方向</p> </div>			印象に残らない (印象に残らなかった)	印象に残るが、興味や関心は持たない (印象に残ったが、興味や関心は持たなかった)	印象に残るし、興味や関心を持つ (印象に残ったし興味や関心も持った。)
1	啓発活動重点目標・調査救済制度周知ポスター	-	 1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
2	人権週間ポスター	-	 1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
3	北朝鮮人権侵害問題啓発週間ポスター	-	 1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>

4	「ヘイトスピーチ許さない」ポスター	-		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
5	東京スカイツリー・東京タワー人権週間特別ライトアップ	-		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
6	人権週間特別デジタルサイネージ「STOPコロナ差別編」	https://youtu.be/VeBZNbWza8U		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
7	人権週間特別デジタルサイネージ「STOP心ない投稿編」	https://youtu.be/0cuV-44rUAA		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
				印象に残らない（印象に残らなかった）	印象に残るが、興味や関心は持たない（印象に残ったが、興味や関心は持たなかった）	印象に残らない（印象に残らなかった）

次へ

Q27

以下のポスターについてお伺いします。あなたはこのポスターを見たことはありますか。また、見たことがある方は人権問題で困ったとき、悩んだときに相談する場所があることが分かりましたか。(それぞれひとつずつ)

※画像をクリックしていただくと拡大してご覧いただけます。

		見たことがあるが、相談する場所が分からなかった	見たことはあるが、相談する場所が分からなかった	見たことがある気がする	見たことはない	
1	子どもの人権相談窓口		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>	4 <input type="radio"/>
2	子どもの人権110番強化週間		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>	4 <input type="radio"/>
3	みんなの人権110番		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>	4 <input type="radio"/>

4	女性の人権ホットライン		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>	4 <input type="radio"/>
5	女性の人権ホットライン強化週間		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>	4 <input type="radio"/>
6	外国語人権相談ダイヤル		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>	4 <input type="radio"/>
7	人権擁護委員制度周知ポスター		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>	4 <input type="radio"/>
 回答方向			見たことがあるが、相談する場所が分からなかった	見たことがあるが、相談する場所が分からなかった	見たことがあるが、相談する場所が分からなかった	見たことはない

次へ

Q28

あなたはこのポスターを見て印象に残ります(した)か。
 また、印象に残る(残った)方は人権問題で困ったとき、悩んだときに相談する場所がある
 ことが分かりましたか。(それぞれひとつずつ)
 ※画像をクリックしていただくと拡大してご覧いただけます。

		印象にも残るし、相談する場所があることも分かる (印象に残ったし、相談する場所があることも分かる あることも分かった)	印象に残るが、相談する場所があることは分からない (印象に残ったが、相談する場所があることは分からない あることは分からなかった)	印象に残らない (印象に残らなかった)	
1	子どもの人権相談窓口		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
2	子どもの人権110番強化週間		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
3	みんなの人権110番		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>

	4 女性の人権ホットライン		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
	5 女性の人権ホットライン強化週間		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
	6 外国語人権相談ダイヤル		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
	7 人権擁護委員制度周知ポスター		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
			<p>印象にも残るし、相談する場所があることも分かる （印象に残ったし、相談する場所があることも分かる あることも分かった）</p>	<p>印象に残るが、相談する場所があることは分からない （印象に残ったが、相談する場所があることは分からない あることは分からなかった）</p>	<p>印象に残らない （印象に残らなかった）</p>

次へ

Q29

以下の新聞広告についてお尋ねします。あなたはこの新聞広告を見たことはありますか。また、見たことがある方は人権問題についての理解や関心は深まりましたか。
(それぞれひとつずつ)
※画像をクリックしていただくと拡大してご覧いただけます。

<div style="text-align: center;">  <p>回答方向</p> </div>		見たことはない	見たことがある気がする	見たことはあるが、理解や関心は深まらなかった	見たことがあるし、理解や関心も深まった	
1	人権週間・北朝鮮人権侵害問題啓発週間新聞広告		1 ○	2 ○	3 ○	4 ○
2	ハンセン病問題啓発新聞広告		1 ○	2 ○	3 ○	4 ○

次へ

Q30

あなたはこの新聞広告を見て印象に残ります(した)か。
 また、印象に残る方は人権問題についての理解や関心は深まります(した)か。
 (それぞれひとつずつ)
 ※画像をクリックしていただくと拡大してご覧いただけます。

		印象に残らない(印象に残らなかった)	印象に残るが、理解や関心は深まらない(印象に残ったが、理解や関心は深まらない)	印象にも残るし、理解や関心も深まる(印象に残ったし、理解や関心も深まった)	
1	人権週間・北朝鮮人権侵害問題啓発週間新聞広告		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
2	ハンセン病問題啓発新聞広告		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>

次へ

Q31

以下のような、インターネットバナー広告を見たことがありますか。(それぞれひとつずつ)
 ※画像をクリックしていただくと拡大してご覧いただけます。

		 回答方向				見たことがある	見たことがある気がする	見たことはない
1	子どもの人権を守りましょう					1○	2○	3○
2	北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう					1○	2○	3○
3	アイヌの人々に対する理解を深めましょう					1○	2○	3○
4	いじめ等の子どもの人権問題についての相談窓口(子どもの人権110番)					1○	2○	3○
5	インターネットを悪用した人権侵害をなくそう					1○	2○	3○
6	外国人の人権について考えよう					1○	2○	3○

次へ

Q32

以下のような、インターネットバナー広告を見たとき、リンク先のサイトを見ましたか。
 (それぞれひとつずつ)
 ※画像をクリックしていただくと拡大してご覧いただけます。

		 回答方向				見た	見た気がする	見ていない
1	子どもの人権を守りましょう					1○	2○	3○
		http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00107.html						
2	北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう					1○	2○	3○
		人権週間 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03.html 北朝鮮人権侵害問題啓発週間 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken103.html						
3	アイヌの人々に対する理解を深めましょう					1○	2○	3○
		http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken05_00004.html						
4	いじめ等の子どもの人権問題についての相談窓口(子どもの人権110番)					1○	2○	3○
		http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html						
5	インターネットを悪用した人権侵害をなくそう					1○	2○	3○
		http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html						
6	外国人の人権について考えよう					1○	2○	3○
		http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00101.html						

次へ

Q33

以下のような、インターネットバナー広告を見て、リンク先のサイトを見たいと思いますか。
 (それぞれひとつずつ)
 ※画像をクリックしていただくと拡大してご覧いただけます。

 回答方向		見たいと思う	見たいと思わない	
1	子どもの人権を守りましょう	   	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2	北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう	    	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3	アイヌの人々に対する理解を深めましょう	  	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4	いじめ等の子どもの人権問題についての相談窓口(子どもの人権110番)	  	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5	インターネットを悪用した人権侵害をなくそう	    	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6	外国人の人権について考えよう	   	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

次へ

Q34

インターネットバナー広告のリンク先である、以下の法務省サイトについてお聞きます。
 このサイトを見たことで、人権問題についての理解や関心は深まりましたか。
 (それぞれひとつずつ)

 回答方向		非常に深まった	まあ深まった	あまり深まらない	全く深まらない	
1	子どもの人権を守りましょう	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00107.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2	北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう	人権週間 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03.html 北朝鮮人権侵害問題啓発週間 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken103.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3	アイヌの人々に対する理解を深めましょう	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken05_00004.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4	いじめ等の子どもの人権問題についての相談窓口(子どもの人権110番)	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5	インターネットを悪用した人権侵害をなくそう	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6	外国人の人権について考えよう	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00101.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

次へ

Q35

法務省人権擁護局が情報発信している以下のSNSについてお尋ねします。
 あなたはこれらのアカウントがあることを知っていますか。(それぞれひとつずつ)
 ※画像をクリックしていただくと拡大してご覧いただけます。

				知っている	知らない
1	法務省人権擁護局のTwitterアカウント	https://mobile.twitter.com/MOJ_JINKEN	-	1○ 2○	
2	法務省人権擁護局のFacebookアカウント	https://www.Facebook.com/HumanRightsBureau.MOJ	-	1○ 2○	
3	法務省人権擁護局のLINEアカウント	-		1○ 2○	

次へ

Q36

法務省人権擁護局では各種SNSによって以下のような情報を発信していますが、その内容についてどのような印象を持ちますか。(それぞれひとつずつ)
 ※画像をクリックしていただくと拡大してご覧いただけます。

				印象が残る、好感が持てる	端的な内容で、分かりやすい	堅い印象が少なく、身近に感じられる	あまり印象には残らない	内容が分かりにくい	堅い印象があり、身近には感じられない
1	法務省人権擁護局のTwitterアカウントによる情報発信内容	https://mobile.twitter.com/MOJ_JINKEN	-	1○ 2○ 3○ 4○ 5○ 6○					
2	法務省人権擁護局のFaceBookアカウントによる情報発信内容	https://www.Facebook.com/HumanRightsBureau.MOJ	-	1○ 2○ 3○ 4○ 5○ 6○					
3	法務省人権擁護局のLINEアカウントによる情報発信内容	-		1○ 2○ 3○ 4○ 5○ 6○					

次へ

Q37

「人権啓発活動ネットワーク協議会」のホームページがあることを知っていますか。

人権啓発活動ネットワーク協議会HP
<http://www.mpi.go.jp/inkennet/>

- 1 知っている
- 2 見たことがある気がする
- 3 知らない

次へ

Q38

ホームページをご覧になっての印象についてお聞きます。
 以下の項目について、当てはまるものをひとつずつお選びください。(それぞれひとつずつ)

人権啓発活動ネットワーク協議会HP
<http://www.mpi.go.jp/inkennet/>

 回答方向		そう思う	ややそう思う	あまりそう思わない	そう思わない
		1○	2○	3○	4○
1	興味がわく	1○	2○	3○	4○
2	分かりやすい	1○	2○	3○	4○
3	必要な情報が記載されている	1○	2○	3○	4○

次へ

Q39

以下の取組は、法務省が地方公共団体と連携して、地域の人権尊重思想の普及高揚を図るために実施している活動です。
あなたが見聞きしたことや参加したことがあるものをお選びください。(いくつでも)

- 1 講演会・研修会
- 2 啓発資料(冊子・リーフレット等)
- 3 テレビCM・ラジオCM
- 4 インターネット広告
- 5 電車・バス等における車内広告
- 6 新聞広告
- 7 地域情報紙(ミニコミ誌・フリーペーパー等)における広告
- 8 Jリーグ等のスポーツ団体と連携協力した人権啓発活動
- 9 人権フェスティバル(ヒューマンフェスティバル等を含む)
- 10 人権の花運動
- 11 その他
- 12 特になし

次へ

Q40

あなたは、地域で実施しているこれらの人権啓発活動により、人権に関する理解や関心は深まりましたか。

- 1 非常に深まった
- 2 まあ深まった
- 3 あまり深まらなかった
- 4 全く深まらなかった

次へ

Q41

法務局・地方法務局では、人権啓発活動を実施する際、人権イメージキャラクターや相談窓口の案内の入った、以下のような啓発物品を配布しています。
配布された場合、受け取って使用したいと思いますか。(それぞれひとつずつ)

 回答方向		受け取って、 使用すると思う	受け取っては しませんが、 捨てるはしない と思う	受け取っても、 捨てると思う	受け取らない と思うように
		1 ○	2 ○	3 ○	4 ○
1	ノート、メモ帳	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○
2	ミニカレンダー、卓上カレンダー	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○
3	うちわ	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○
4	携帯ストラップ、携帯電話クリーナー	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○
5	クリアファイル	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○
6	鉛筆、シャーペン、ボールペン	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○
7	ハンカチ、タオル	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○
8	エコバック、紙袋	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○

次へ

Q42

ハンセン病問題について、どのくらい関心がありますか。

- 1 ○ 大いにある
- 2 ○ 少しはある
- 3 ○ あまりない
- 4 ○ 全くない

次へ

Q43

ハンセン病に関して、あなたが知っていることはどれですか。(いくつでも)

- 1 ハンセン病が非常に感染力の弱い感染症であること
- 2 現在の日本では、日常生活で感染する可能性はほとんどないこと
- 3 ハンセン病は遺伝病ではないこと
- 4 ハンセン病が後遺症もなく治癒する病気であること
- 5 ハンセン病の患者が国の政策として施設に強制的に入所させられていたこと
- 6 平成8年に「らい予防法」が廃止されたこと
- 7 ハンセン病療養施設の入所者らが国を訴えた訴訟で、平成13年に原告が勝訴し、国が控訴しなかったこと(当時、小泉内閣)
- 8 ハンセン病患者・元患者だけでなく、その家族も偏見や差別を受けていること
- 9 ハンセン病患者・元患者の家族が国を訴えた訴訟で、令和元年に原告が勝訴し、国が控訴しなかったこと(当時、安倍内閣)
- 10 その他
- 11 特になし

次へ

Q44

あなたが普段、情報を入手する際に利用する情報源を教えてください。(いくつでも)

- 1 インターネットサイト(PC)
- 2 スマートフォンサイト
- 3 ブログ・SNS(Twitter、Facebook、Instagramなど)
- 4 メールマガジン
- 5 ダイレクトメール
- 6 テレビ
- 7 ラジオ
- 8 新聞
- 9 新聞折り込みチラシ
- 10 雑誌
- 11 自治体広報誌
- 12 地域情報誌(ミニコミ誌、フリーペーパー等)
- 13 交通広告(電車やバス等の車内広告や車体広告、駅での広告等)
- 14 屋外広告(屋外の看板、屋外大型ビジョン等)
- 15 店舗内広告(スーパーやコンビニのレジ広告、店内放送等)
- 16 シネアド(映画館CM)
- 17 家族・友人・知人のクチコミ
- 18 その他
- 19 特に情報は入手しない

次へ

Q45

今後啓発活動をするに当たり、あなたが有効であると考える広告媒体を教えてください。
(いくつでも)

- 1 ポスター
- 2 リーフレット
- 3 インターネット上のバナー広告
- 4 インターネット上で動画再生時に再生される動画広告
(YouTubeのインストリーム広告やバンパー広告など)
- 5 SNS上の広告
- 6 テレビ
- 7 ラジオ
- 8 新聞
- 9 新聞折り込みチラシ
- 10 雑誌
- 11 自治体広報誌
- 12 地域情報誌(ミニコミ誌、フリーペーパー等)
- 13 交通広告(電車やバス等の車内広告や車体広告、駅での広告等)
- 14 屋外広告(屋外の看板、屋外大型ビジョン等)
- 15 店舗内広告(スーパーやコンビニのレジ広告、店内放送等)
- 16 シネアド(映画館CM)
- 17 空港内広告
- 18 その他
- 19 特になし

次へ

Q46

ネットなどの情報について、以下の項目であなたがあてはまると思うものを全てお選びください。(いくつでも)

- 1 必要だと思う情報は上手に集める
- 2 新しいニュースや話題、出来事などに敏感である
- 3 ブログやSNSを利用した情報発信を行っている
- 4 様々な分野に広く関心を持つ
- 5 ネットを使って情報を探すことに関して知識が深いと思う
- 6 ネットを使うことに精通していると思う
- 7 ネットで新しい知り合いを作ることができる
- 8 あてはまるものはない

次へ

Q47

人権問題などの社会問題について、以下の項目であなたがあてはまると思うものを全てお選びください。(いくつでも)

- 1 家族や友人知人と人権問題などの社会問題に関する話をすることがある
- 2 家族や友人や知人に人権問題などの社会問題に関する話をする時、自分から多くの情報を提供する
- 3 自分が話をしたことが家族や友人知人に影響を与えることが多い
- 4 人権問題などの社会問題に関する話題や考え方を自分なりに工夫して表現する
- 5 様々なタイプの人と幅広く付き合うほうだ
- 6 話題を広めたり、物事を人に勧めたりすることが多い
- 7 グループの中でリーダー役を務めることが多い
- 8 あてはまるものはない

次へ

Q48

法務省や地方公共団体が行っている人権に関する取組や広告について、ご意見やご感想を自由にご記入ください。
(こちらの質問は任意回答です。記入する内容がある方のみご記入ください)
(ご自由にお書きください)

次へ

Q49

あなたは、どのような人権啓発活動に参加したいと思いますか。
(こちらの質問は任意回答です。記入する内容がある方のみご記入ください)
(ご自由にお書きください)
例 障害者スポーツの体験会

次へ

Q50

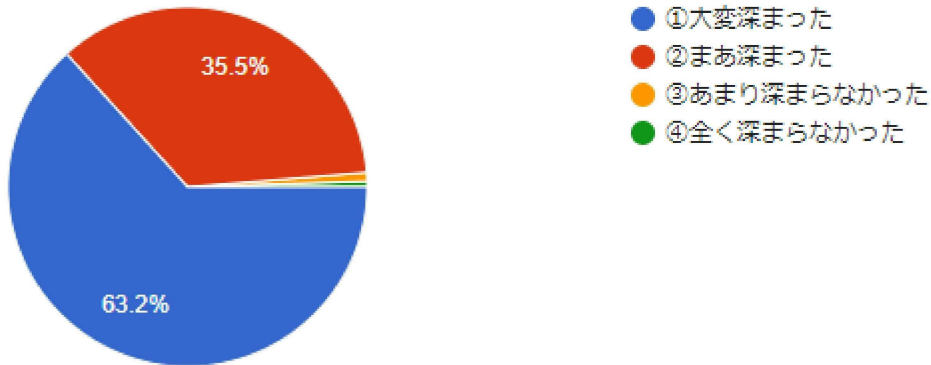
あなたは印象に残る周知広報を行うためにはどのような工夫が必要だと思いますか。
(こちらの質問は任意回答です。記入する内容がある方のみご記入ください)
(ご自由にお書きください)
例 広告には目立つ色を用いる。

送信

震災と人権に関するシンポジウム 視聴者アンケート集計結果（抜粋）

6-2 シンポジウムを終えて、震災と人権についての関心や理解は深まりましたか。

1.	①大変深まった	246 件
2.	②まあ深まった	138 件
3.	③あまり深まらなかった	3 件
4.	④全く深まらなかった	2 件
	無回答	0 件
	計	389 件

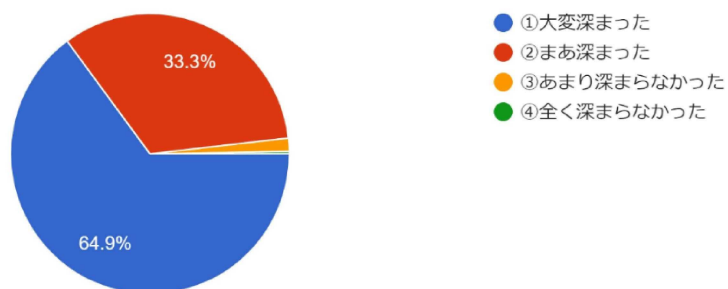


ハンセン病問題に関する「親と子のシンポジウム」 視聴者アンケート集計結果（抜粋）

6-2 シンポジウムを終えて、ハンセン病に関する人権問題についての関心や理解は深まりましたか。

1.	①大変深まった	216 件
2.	②まあ深まった	111 件
3.	③あまり深まらなかった	5 件
4.	④全く深まらなかった	1 件
	無回答	0 件
	計	333 件

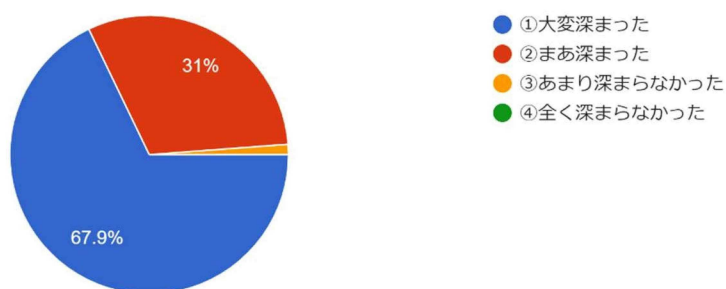
6-2 シンポジウムを終えて、ハンセン病に関する人権問題についての関心や理解は深まりましたか。
333 件の回答



インターネットと人権に関するオンラインフォーラム 視聴者アンケート集計結果（抜粋）

6-2 シンポジウムを終えて、インターネット上における人権侵害についての関心や理解は深まりましたか。

1	①大変深まった	57 件
2	②まあ深まった	26 件
3	③あまり深まらなかった	1 件
4	④全く深まらなかった	0 件
	無回答	0 件
	計	84 件



令和 2 年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例

(暴行・虐待事案)

事例 1 兄による妹に対する性的虐待

家庭における悩みがある中学生と「子どもの人権 SOS ミニレター」のやり取りを継続していた人権擁護委員に、心を開いてくれた中学生から、兄から性的行為を強要されているとのより深刻な相談があった事案である。

緊急性が高い事案であると判断した法務局及び人権擁護委員は、直ちに中学校及び児童相談所と対応を協議し、中学生の了承を得て児童相談所が面談を実施し、その結果、中学生は児童相談所に一時保護された。(措置：「援助」)

事例 2 養父による養女に対する性的暴行

小学校高学年の頃から継続して、養父から性的暴行を受けており、また、当該行為を撮影した動画を拡散する等の脅迫を受けているとして、高校生から「子どもの人権 110 番」に相談があった事案である。

高校生は、当初、養父からの報復を恐れて自らの住所等を明らかにすることに慎重であったが、法務局は、高校生と何度もやり取りを重ねて信頼関係を構築し、児童相談所及び警察と連携して対応した結果、高校生は児童相談所に一時保護され、養父は逮捕されるに至った。(措置：「援助」)

(労働権関係事案)

事例 3 職場の上司による部下に対する行き過ぎた指導

勤務先の上司から、一方的に叱責されたり暴言を吐かれるなどのパワーハラスメントを受けたとして、法務局に相談があった事案である。

法務局が調査した結果、上司による行き過ぎた指導があったことが判明したことから、法務局は、会社側及び被害者に対し、法務局立ち会いの下で職場環境改善のための話合いの場を設けることを提案した。

その話合いの場において、会社側が、被害者に対し、今後はパワーハラスメント防止に向けた研修や教育の充実等を図ること、職員配置の検討を行うこと等について説明したところ、被害者は理解を示し、パワーハラスメント防止に向けた取組について合意に至り、職場環境が改善された。(措置：「調整」)

(学校におけるいじめ事案)

事例4 小学校におけるいじめ

小学生の児童が、同級生から暴言を吐かれたり蹴られたりするなどのいじめを受けているにもかかわらず、学校が十分な対応を行わないとして、母親から相談があった事案である。

法務局の調査の過程で、母親から、道徳の授業の内容について不満が述べられたことから、法務局主催で学校において子どもたちに相手への思いやりの心や生命の尊さについて啓発する人権教室を実施することを提案し、学校側の了承も得て、人権擁護委員が学校に赴いて人権教室を実施した。母親からは、学校側が様々な配慮をしてくれるようになった点も含めて、法務局の関与に対する謝意が述べられた。学校側においては、被害児童が安心して登校できるような環境整備が図られ、学校全体で見守り体制が構築されるなどし、両者の関係が修復されるに至った。(措置：「調整」)

事例5 小学校におけるいじめ

小学生の児童が、同級生から、たたかれたり、悪口を言われるなどのいじめを受けているにもかかわらず、学校が十分な対応を行わないとして、母親から相談があった事案である。

法務局は、学校側に不信をつのらせていた母親から丁寧に事情を聴取し、それを踏まえて、学校側に対し、児童の状況を踏まえた配慮の必要性について指摘したところ、学校側からは、児童らに寄り添った対応を行っていくとの考えが示され、児童に対する見守り体制が構築されるに至った。(措置：「援助」)

(強制・強要関係事案)

事例6 勤務先の代表者による従業員に対するセクシュアル・ハラスメント

勤務先の代表者から職場外で会うことや身体的接触を求められるなどしたとして、法務局に相談があった事案である。

法務局が調査した結果、代表者の言動により、被害者が精神的苦痛を被り、出勤もままならなくなるなど、その就労環境が著しく悪化していることが認められた。

そこで、法務局は、代表者に対し、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止すべき立場にあるにも関わらず、自らの言動により被害者の尊厳を踏みにじり傷付けたことは重大な人権侵害であり、二度と同様の言動を行うことのないよう説示した。(措置：「説示」)

(差別待遇事案)

事例7 精神障害のある者に対する不適切な対応

精神障害のある者がクレジットカードの発行申請をしたところ、クレジットカード会社から、発行を認められないとする差別的取扱いを受けたとして、法

務局に相談があった事案である。

法務局の調査の結果、クレジットカード会社が当該発行を認めなかった理由について、相談者に対する説明が不十分であったこと、相談者もその点を誤解しクレジットカード会社に不信感をつのらせていたことが判明した。

そこで、法務局は、相談者に対し、クレジットカード会社に代わってその誤解のあった点について説明するなどしたところ、相談者は、発行手続を進めることができ、両者から法務局に対して謝意が示された。(措置：「調整」)

事例8 外国人に対するサービスの利用拒否

ネイルサロン店をインターネットで予約したところ、外国人であることを理由に電話で予約を取り消されたとして、法務局に相談があった事案である。

法務局がネイルサロン店から事情を聴取したところ、同店は、インターネット予約サイトに、外国人はリピーターからの紹介がなければ利用ができないとの不適切な記載を掲載していたが、既に当該記載を削除し、今後は外国人であることを理由に利用を拒まない方針であることが判明した。

そこで、法務局は、被害者に対し、それらを伝えたところ、被害者は、これに理解を示した上、今後は他の客と同様の対応を取って欲しいと要望し、ネイルサロン店もこれを了承した。(措置：「調整」)

事例9 性自認（性同一性）を理由とする採用面接における差別的取扱い

性自認（性同一性）を理由に、会社の採用面接を受けさせてもらえなかったとして、法務局に相談があった事案である。

法務局が面接担当者から事情を聴取したところ、会社側は、被害者への対応が不適切であったことを認め、法務局立ち会いの下、被害者との話合いの場が設けられることとなった。

その話合いの場において、会社側は被害者に謝罪し、今後の採用事務に当たっては、採用希望者の個別の事情にも可能な限り配慮していきたい旨説明し、被害者もこれに理解を示した。(措置：「調整」)

事例10 部落差別（同和地区出身者であることを理由とする差別）

近隣住民から同和地区出身者であるとして差別する内容の発言を繰り返されたとして、法務局に相談があった事案である。

法務局で調査した結果、被害者を同和地区出身者であるとして不当に差別する発言が繰り返された事実が認められたことから、相手方に対し、本件行為は同和問題に対する理解と認識を欠いた差別的な言動であるとして、反省を促すとともに、同和問題に対する正しい理解と認識を深め今後同様の発言をすることのないよう説示した。(措置：「説示」)

(教育職員関係事案)

事例11 中学校教諭による体罰

中学校教諭が、生徒の頭を両手でつかんで頭突きをし、軽傷を負わせたとして、法務局において調査を開始した事案である。

法務局による調査の結果、教諭が生徒を体罰により負傷させた事実が認められたほか、同教諭は、過去にも体罰を行い、当時の校長から注意を受けていたことが判明した。

そこで、法務局は、教諭に対し、体罰の不当性を改めて認識させ、今後二度と体罰を行わないよう説示するとともに、校長に対し、教員に対する指導を一層徹底するよう要請した。(措置：「説示」「要請」)

事例12 小学校における児童に対する不適切な対応

小学生である被害者が、教員から特別支援学級に通うよう強要されたり、たたかれたり、トイレを我慢させられたりするなど、小学校で不適切な指導を受けているとして、母親から法務局に相談があった事案である。

法務局の調査において、学校側から、今後は、児童が安心して通える環境を整えるとともに、母親と信頼関係を構築していきたいとの意向が示され、法務局立ち会いの下、母親との話合いの場が設けられることとなった。

その話し合いの結果、両者は、児童の指導方針について合意に至り、信頼関係を構築することができた。(措置：「調整」)

インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について

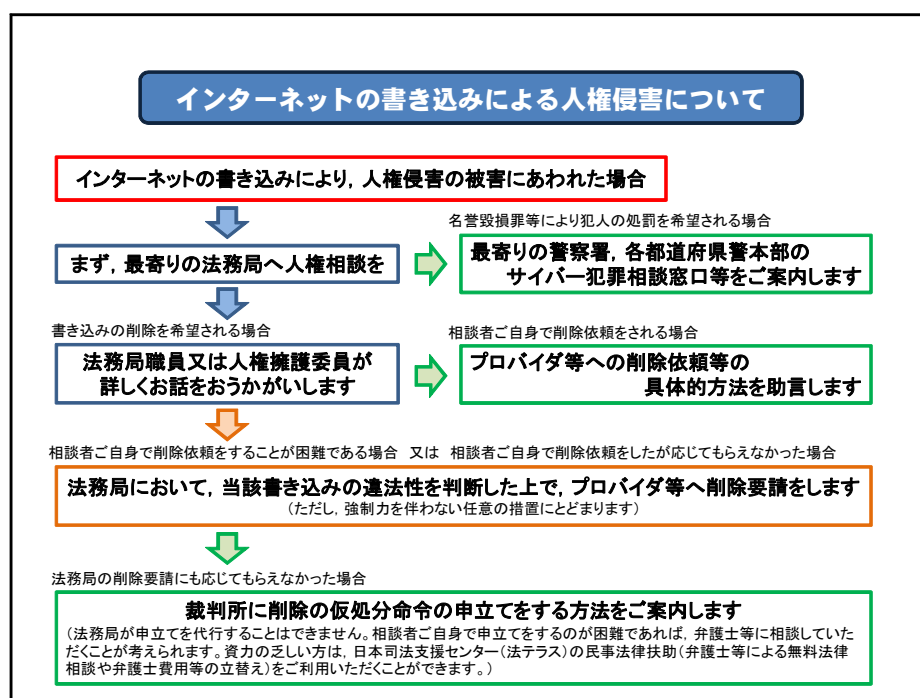
1 法務省の人権擁護機関の取組について

法務局・地方法務局では、人権相談等により人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査救済手続を開始し、被害の実効的救済に取り組んでいる。

インターネット上に流通する人権侵害情報は、一般に伝播性が高く、重大な被害を生じさせるおそれがあることから、特に迅速な対応に努めている。具体的には、人権擁護機関が被害者からの被害申告を受けた場合、速やかに該当するインターネット上の人権侵害情報を確認し、被害者自らが被害の回復・予防を図ることが困難な事情がないか検討した上で、そのような事情がない場合は、被害者に対し、プロバイダ等への当該侵害情報の削除依頼等の具体的な方法について助言するなどの「援助」を行っている。これは、表現の自由との関係などから、国の機関の関与なく被害を回復することが可能であればその方が望ましいとの考え方によるものである。

一方、被害者自らが被害を回復することが困難な事情が存在すれば、必要に応じて被害者や関係者から事情を聴くなどの調査を行うとともに、法令・判例に照らして違法性を判断し、名誉毀損やプライバシー侵害などとして違法性が認められる場合には、人権擁護機関から、プロバイダ等に対して当該情報の削除を要請している。

なお、人権擁護機関に被害の相談があった場合の具体的な対応については、下図のとおりである。

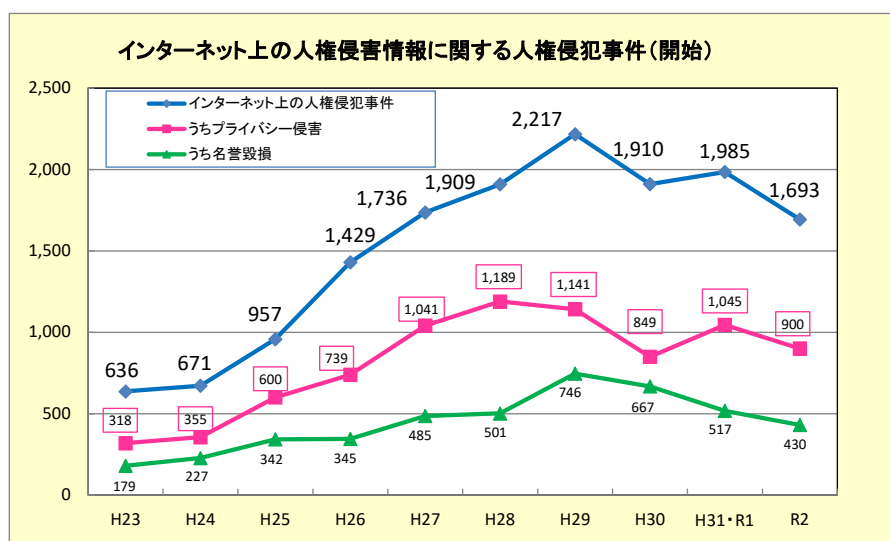


2 令和2年における人権侵犯事件の動向について

(1) 新規救済手続開始件数について

令和2年中に法務局・地方法務局において新たに救済手続を開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、1,693件となっており、前年から292件減少したが、高水準で推移している。

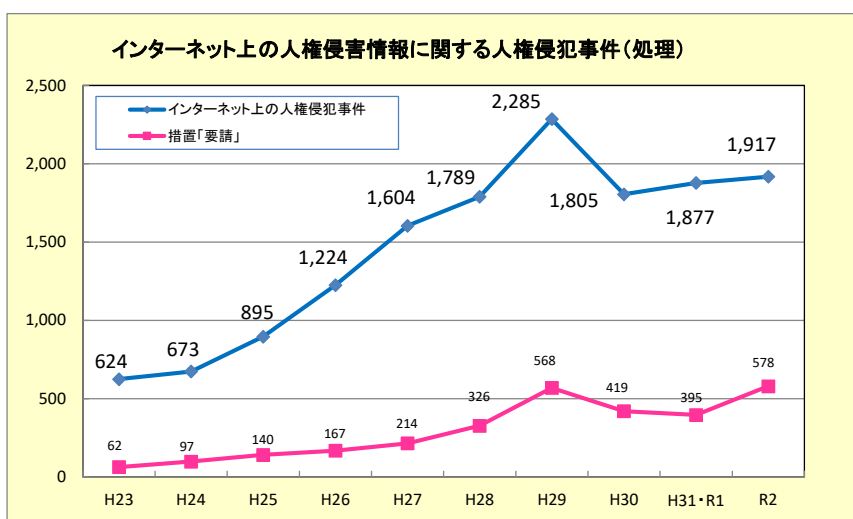
なお、このうち、プライバシー侵害事案が900件、名誉毀損事案が430件となっており、この両事案で全体の78.6%を占めている。



(2) 処理件数について

令和2年中に法務局・地方法務局において処理したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、前年の1,877件を上回る1,917件(2.1%増加)となっており、平成29年に次いで、過去2番目に多い件数である。

当該事件の処理は、被害者に対しインターネット上の人権侵害情報を被害者自らが削除依頼する方法を教示するなどの「援助」が半数近くを占めるが、当機関がプロバイダ等に対し人権侵害情報の削除を求める「要請」を行った件数は、578件となっており、過去最高の件数となった。



(3) 具体的事例について

当機関が令和2年に措置を行った人権侵犯事件には以下のような事例があった。

[事例1] インターネット上のプライバシー侵害及び名誉毀損

インターネット上の掲示板に、自身や小学生の息子に対する誹謗中傷が多数掲載されているとして、被害者から法務局に相談があった事案である。

法務局で調査した結果、当該掲示板には、被害者やその息子を特定し得る情報とともに、被害者等を犯罪者であるなどとして被害者等を誹謗中傷する内容が多数掲載されており、当該書き込みは、被害者のプライバシーを侵害し、名誉を毀損するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、削除要請を行ったところ、当該書き込みの全てが削除されるに至った。(措置：「要請」)

[事例2] インターネット上のプライバシー侵害

インターネット上の動画投稿サイトに、被害者である娘（未成年）の元交際相手が投稿したと思われる被害者の動画が掲載されているとして、その親から法務局に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、当該動画投稿サイトには、被害者に無断で、氏名等とともに複数の動画や被害者の交際関係に関する書き込みが掲載されており、被害者のプライバシーを侵害するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、削除要請を行ったところ、当該動画及び書き込みの全てが削除されるに至った。(措置：「要請」)

3 さいごに

法務局・地方法務局では、上記のようにインターネット上の人権侵害情報に関する相談や被害申告等に対応するため、法務局での面談による相談窓口のほか、電話（みんなの人権110番：0570-003-110）、インターネット（<https://www.jinken.go.jp/>）でも相談に応じている。

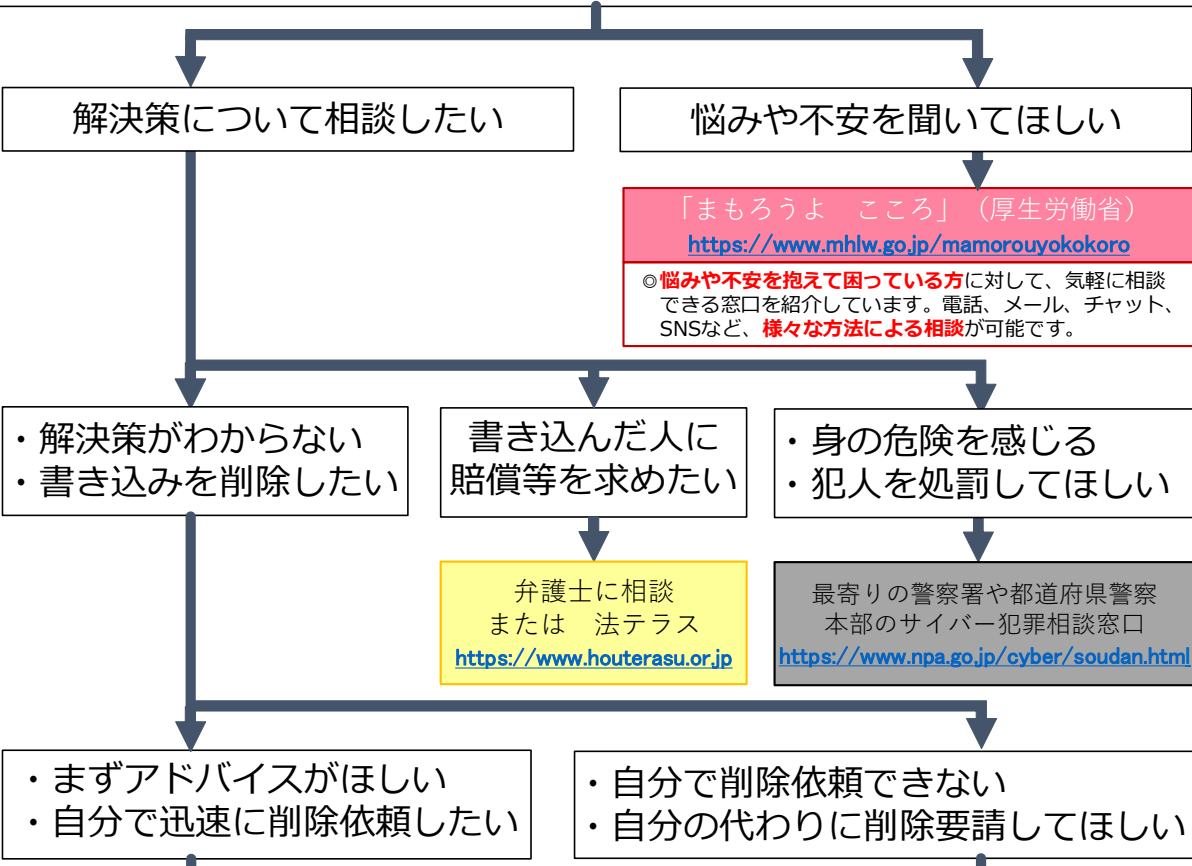
また、インターネットによる被害を未然に防ぐため、「インターネットによる人権侵害をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、各種人権啓発活動を実施しており、啓発教材「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権（三訂版）」や、啓発ビデオ「インターネットと人権～加害者にも被害者にもならないために～」等の啓発資料を法務省ホームページ等（<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>）で公開している。

加えて、青少年を中心に深刻化するインターネットによる人権侵害への取組として、中学生などを対象に携帯電話会社等の実施するスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室を実施するなどの人権啓発活動に取り組んでいる。



インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内

インターネットの書き込みにより、誹謗中傷などの被害にあわれた場合



ネットトラブルの専門家に相談したい

「違法・有害情報相談センター」
(総務省)

 <https://www.ihaho.jp> 


迅速な助言

- ◎相談者自身で行う**削除依頼の方法**などを**迅速にアドバイス**します。
- ◎**インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員**が対応
- ◎人権侵害に限らず、様々な事案に対して**幅広いアドバイスが可能**
- ◎インターネットで相談の受付や相談のやりとりを行います。

※削除要請ではなくアドバイスを行う相談窓口です

人権問題の専門機関に相談したい

「人権相談」
(法務省)

 <https://www.jinken.go.jp>
「みんなの人権110番」
0570-003-110


削除要請・助言

- ◎相談者自身で行う**削除依頼の方法などの助言**に加え、**法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請**を行います。
- ◎削除要請は、**専門的知見を有する法務局が違法性を判断**した上で行います。
- ◎全国の法務局における面談のほか、電話やインターネットでも相談を行います (外国語にも対応)。

※違法性の判断に時間を要する場合があります

民間機関に相談したい

「誹謗中傷ホットライン」
(セーファーインターネット協会)

 <https://www.saferinternet.or.jp/bullying>

プロバイダへの連絡

- ◎インターネット上の誹謗中傷について、連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したもののについては、国内外のプロバイダに**各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡**を行います。
- ◎**インターネット企業有志によって運営**されるセーファーインターネット協会 (SIA) が運営しています。
- ◎インターネットで連絡を受付し、やりとりはメールで行います。

※プロバイダへの連絡を行わない場合もあります

※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。